

給二百五十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス  
 第九條 助手職工雜役者亦ヒシルトキハ葬祭ヲ行  
 フ遺族ニ五十圓以上ノ葬祭料ヲ支給ス

(四) 退職ニ付當

助手職工規則一部改正

第九條 滿三ヶ年以上ノ誠實ノ勤勞シタル者ニシテ死ヒシ

ノルトキ又ハ止テ得サル事故ニヨリ退職セル者ニ對シ左記

ノ手當ヲ支給ス

- 一 滿三ヶ年勤勞者ニ對シテ退職當時ノ日給二十日分トシ
- 滿一ヶ年ヲ増ス毎ニ日給十日分ヲ増給ス
- 一 滿五ヶ年勤勞者ニ對シテ退職當時ノ日給四十日分
- トシ滿一ヶ年ヲ増ス毎ニ日給十五日分ヲ増給ス
- 一 滿十ヶ年勤勞者ニ對シテ退職當時ノ日給百二十五
- 日分トシ滿一ヶ年ヲ増ス毎ニ日給二十日分ヲ増給ス

第三十條 三會社ノ都合ヨリ解雇シタル者ノ手當

ヲ支給ス

- 一 勤續一ヶ年未滿者ニ對シテ解雇當時ノ日給三十日分
- 一 勤續滿一ヶ年以上ノ者ニ對シテ解雇當時ノ日給四十
- 日分トシ滿一ヶ年ヲ増ス毎ニ日給二十日分ヲ増給ス
- 一 勤續滿五ヶ年以上ノ者ニ對シテ前條ニ依リ退職手
- 當ノ手當ニシテ支給ス

十一 般罹病者勤勞引續キ三十日以上ニ亘ルトキハ其後ノ勤勞

一日ニ對シ日給ニシテ支給ス  
 但シ勤勞引續キ六十日ヲ亘ルトキハ其後ノ勤勞停止勤

土 俱樂部ノ一般従業員ノ開放ニ之ヲ使用セシム